

## 危険ドラッグ等の販売防止に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、神奈川県警察（以下「乙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「丙」という。）は、密接な連携と協力をすることにより一層の薬物乱用防止を図り、薬物にクリーンな神奈川の実現に寄与するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、危険ドラッグ（合法ハーブ等と称して販売される薬物）や覚醒剤・麻薬などの違法薬物（以下「危険ドラッグ等」という。）が乱用され社会に深刻な被害が生じている状況を踏まえ、甲、乙及び丙が密接な連携と協力をすることにより、危険ドラッグ等の乱用を防止するための具体的な方策を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

### （甲及び乙の役割）

第2条 甲及び乙は、丙に対して、丙の用意する建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を危険ドラッグ等の販売、製造、貯蔵及び使用する場所の提供（以下「販売等」という。）のために使用すること」を加えるよう協力を要請するものとする。

2 甲及び乙は、丙の会員（以下「会員」という。）が建物の賃貸借契約を仲介し、若しくは賃貸している建物の用途又は危険ドラッグ等に関する情報について、丙から相談があった場合は、個人情報及び事業活動情報に配慮しつつ、必要な情報を提供しなければならない。

### （丙の役割）

第3条 丙は、会員が建物の賃貸借契約を仲介するにあたって、次の事項について、会員への周知に努めるとともに、協力を求めるものとする。

（1）会員は、建物の貸主に対して、建物の賃貸借契約の新規契約時には、丙の用意する建物賃貸借契約書を使用するとともに、予め建物の用途について確認し、この用途が危険ドラッグ等の販売等のためである場合は契約を結ばないよう要請すること。

（2）会員は、建物の貸主に対して、建物の契約後に危険ドラッグ等の販売等に使用することが判明した場合は、契約を解除するよう要請すること。

（3）会員は、建物の貸主に対して、建物の賃貸借契約の更新時には、丙の用意する建物賃貸借契約書を使用するとともに、建物の契約後に危険ドラッグ等の販売等に使用することが判明した場合は、契約を解除するよう要請すること。

（4）会員は、建物の貸主に対して、危険ドラッグ等の販売等に関する情報を知り得た場合は、甲及び乙に対し、必要な情報を提供するよう要請すること。

2 丙は、会員自ら建物の貸主となる場合は、前項第1号から第4号までの規定を準用することを、会員に周知するよう努めるものとする。この場合において、「会員は、建物の貸主に対して」とあるのは「会員は」と、「要請する」とあるのは「努めること」と読み替えるものとする。

3 丙は、甲及び乙が実施する薬物乱用防止のための啓発事業に協力するものとする。

4 丙は、会員等から、危険ドラッグ等に関する情報を知り得た場合は、甲及び乙に対し、必要な情報の提供に努めること。

### （相互連携）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて情報交換を行い相互連携の強化に努めるものとする。

### （協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、それぞれ1通を保管する。

平成27年 3月19日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事

玉置祐次

乙 神奈川県横浜市中区海岸通2丁目4番

神奈川県警察本部長

松本光弘

丙 神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号

横浜S Tビル6階

公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部本部長

元山 勉